

福岡県公報

平成十九年四月十三日
第二千六百六十五号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課) ……………一

再掲

福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課) ……………二

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 南区の項中

国立療養所南福岡病院

〃 〃 屋形原四丁目三九一

を

独立行政法人国立病院機構福岡病院

〃 〃 屋形原四丁目三九一

に

改め、

一 病院 飯塚市の項中

社会福祉法人かいた福祉会老人保健施設ベスト・シルバー飯塚

〃 新飯塚二四番二二号

を

福岡県立嘉穂病院

〃 太郎丸二六五
〃 弁分六三三

に

社会福祉法人かいた福祉会老人保健施設ベスト・シルバー飯塚

〃 新飯塚二四番二二号

に

筑豊労災病院

〃 弁分六三三

に

改め、

老人保健施設和泉の澤

〃 勢田一八〇六一

を

老人保健施設和泉の澤

〃 勢田一八〇六一

に

福岡県済生会福岡第二病院

〃 太郎丸二六五

に

改め、

一 病院 柳川市の項中

福岡県立柳川病院

〃 柳川市筑紫町二九番地

を

医療法人翠甲会甲斐病院

〃 筑紫町六〇の一

を

医療法人翠甲会甲斐病院

〃 柳川市筑紫町六〇の一

に

改め、

介護老人保健施設シャンティ

〃 大和町豊原五二一七

を

介護老人保健施設シャンティ

〃 大和町豊原五二一七

に

柳川病院

〃 筑紫町二九番地

に

改め、

二 老人ホームの項中

| | |
|---------------|------------------|
| 特別養護老人ホーム八女の里 | 八女市大字柳島字穴の迫八六三番地 |
| 筑後市養護老人ホーム紅葉園 | 筑後市大字野町五〇一番地 |
| 特別養護老人ホーム芳樹園 | 〃 大字鶴田五五五番地 |

| | |
|---------------|------------------|
| 特別養護老人ホーム八女の里 | 八女市大字柳島字穴の迫八六三番地 |
| 特別養護老人ホーム芳樹園 | 筑後市大字鶴田五五五番地 |

| | |
|----------------------|-----------------|
| 社会福祉法人桜園特別養護老人ホーム桜の丘 | 〃 大字西牟田六三六五番地の八 |
| 大川市養護老人ホーム明光園 | 大川市大字北古賀五五九の一 |

| | |
|----------------------|-----------------|
| 社会福祉法人桜園特別養護老人ホーム桜の丘 | 〃 大字西牟田六三六五番地の八 |
| 養護老人ホーム紅葉園 | 〃 大字野町五〇一番地 |
| 大川市養護老人ホーム明光園 | 大川市大字北古賀五五九の一 |

改める。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十九日

福岡県条例第三十七号

福岡県条例の一部を改正する条例

福岡県知事 麻生 渡

福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
第二十条の十九の四第四号中「第七十二条の二第九項第四号、第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改める。

第二十条の二十三第二項中「住宅金融公庫、」を削り、同条第四項中「因り」を「よりに」に改め、同条第六項中「同法同条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第八項中「本条中」を「この条において」に、「あわせて」を「併せて」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第九項中「基いて」を「基づいて」に改める。

第二十条の三十一項中「住宅金融公庫から貸付けを受けた者で住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七条第一項第三号若しくは第四号若しくは産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条第一項第四号の規定に該当するもの若しくは住宅金融公庫法第十七条第四項の規定による貸付け（施行令で定めるものを除く。）を受けた者」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第五号から第九号若しくは附則第七条第二項第一号若しくは第二号に規定する貸付けを受けた者（住宅を建設して賃貸し、又は譲渡する事業を行う者に限る。）」に改め、「いづれか若しくは産業労働者住宅資金金融通法」の下に「昭和二十八年法律第六十三号」を加え、「住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の貸付金」を「当該貸付け」に改める。

第二十条の三十五の四中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 知事は、住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い施設住宅の敷地を取得し、又は施設住宅を新築した場合において、当該不動産の取得の日から六月以内に当該住宅街区整備組合の組合員（参加組合員を除く。）に当該不動産を譲渡したときは、当該住宅街区整備組合による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

第二十条の四十四中「八百九十八円」を「千七十四円」に改める。
第五十条第一項第四号イ(1)中「一般乗用のもの」の下に「（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものという。以下自動車税について同様とする。）」を加える。

第百六条の二第一項第一号及び第二号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第三号

を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外
のもの 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の
所得割額を納付することを要しないもののうち、法第二十三条第一項第七号に規定
する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産
業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 五千五百円

付則第五条の二中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改
める。

付則第八条第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に
改め、同条第五項中「駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第二条第二号に規定する
路外駐車場（複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は施行規則で定める
特殊の装置を用いて）」を「道路交通法第三条に規定する大型自動二輪車（側車付きの
ものを除く。）又は同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）の駐車
のための駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第二条第二号に規定する路外駐車場（複
数の階に設けられるもの又は地下に）」に、「中心市街地における市街地の整備改善及び
商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十四条第一項
」を「中心市街地の活性化に関する法律（平成十八年法律第五十四号）第十七条第一項
」に、「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一
日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第九項中「第三条第一項」を「第
四条第一項」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め
、同条第十項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、
同条第十一項を削り、同条第十二項中「もの」の下に「首都圏整備法（昭和三十一年
法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地、近畿圏整備法（昭和三十八年法
律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域又は中部圏開発整備法（昭和四
十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域の区域内にあるものを除く
。」を加え、「平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一
年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項及び第十
四項を削り、第十五項を第十二項とし、第十六項を第十三項とし、同条第十七項中「平

成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項
とし、同条第十八項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に
改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項から第二十一項までを削り、第二十
二項を第十六項とし、第二十三項を第十七項とし、同条第二十四項中「第二十六項」を「
第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十五項中「港湾法」の下に「（
昭和二十五年法律第二百十八号）」を、「特定用途港湾施設」の下に「（同項第一号に
掲げる港湾施設に限る。）」を加え、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月
三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十六項中「平成十九年三月三十
一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十
七項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同
条第二十一項とし、同条第二十八項を削り、第二十九項を第二十二項とし、第三十項
を第二十三項とし、第三十一項を第二十四項とし、同条第三十二項中「平成十九年三月
三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間」に、
「五分の一」を「十分の一」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十三項を削
り、同条第三十四項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に
改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十五項中「整備事業区域」の下に「（その
面積が施行令で定める規模以上のものに限る。）」を加え、「平成十九年三月三十一日
」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十六
項中「係る整備事業区域」の下に「（その面積が施行令で定める規模以上のものに限る
。以下この項において同じ。）」を加え、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一
年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十七項中「平成十九年
三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、
同条第三十八項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め
、同項を同条第三十項とし、同条に次の一項を加える。

31 特定農業協同組合（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再
編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第一項第一号に規定する
特定農業協同組合をいう。以下この項において同じ。）が他の特定農業協同組合から
農業協同組合法第五十条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同条第二
項の規定による信用事業（同法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。）の全部

の譲受けにより不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

付則第八条の四第一項及び第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第六項中「本条」を「この条」に改める。

付則第九条第四項中「前項中」を「及び第二十九項」とあるのは、「第二十九項及び第三十項」と、前項中」に改める。

付則第九条の二第一項を削り、同条第二項中「平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われた」と及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

付則第十二条の二の三第一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

付則第十二条の二の四第一項中「第三十七条の十一の三第三項第一号」を「第三十七条の十一の三第三項第二号」に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第一号」に、「次項」を「以下この項、次項」に、「同条第三項第二号」に規定する上場株式等保管委託契約に基づき」を「係る同条第一項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に」に改める。

付則第十二条の二の六中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

付則第十四条第二項中「付則第九条の三第一項に規定する電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「第三項、第五項、第六項」を「から第四項まで、第六項、第七項」に、「附則第三十二条第九項」を「附則第三十二条第十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「付則第九条の三第二項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する」を「エネルギー消費効率」に改め、「（以下この条において「基準工

ネルギー消費効率」という。）を削り、「排出量が同項」を「排出量が付則第九条の三第二項」に、「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、「次に掲げる特定自動車（内燃機関」に、「（以下この項において「特定自動車」という。）をいう。以下この項において同じ」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車バス、トラックその他の施行規則で定めるものである場合にあっては百分の二・七を、当該特定自動車乗用車その他の施行規則で定めるものである場合にあっては百分の一・八（当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の二）」に改め、同項各号を次のように改める。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ 付則第九条の三第二項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

八 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

付則第十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第八十七条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

付則第二十五条第一項中「住宅金融公庫」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第百六条の二第一項の改正規定及び附則第五条の規定は、平成十九年四月十六日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

第二条 改正前の福岡県税条例第二十條の十九の四第四号に掲げる個人に対して課する

平成十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた改正前の福岡県税条例第二十條の二十三第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第十四条第四項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成十九年八月三十一日までに行為される場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車」とする。

（狩猟税に関する経過措置）

第五条 新条例第百六条の二第一項の規定は、平成十九年四月十六日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課すべき狩猟税については、なお従前の例による。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）